

羽曳野市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する
対応要領

制 定 平成 2 8 年 1 1 月 1 1 日

最近改正 令和 7 年 3 月 3 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 10 条第 1 項の規定に基づき、本市の職員が法第 7 条に規定する事項に関して適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第 2 条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。))その他の心身の機能の障害(難病等により起因する障害を含む。)をいう。以下同じ。)を理由として、障害者(障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。以下同じ。)でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第 3 条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁(法第 2 条第 2 号に規定する社会的障壁をいう。以下同じ。)の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別に定める留意事項に留意するものとする。

(管理職員の責務)

第 4 条 職員のうち、課長級以上の者(課に置く室の長及び園長代理並びに出先施設の長を含む。以下「管理職員」という。)は、前 2 条の規定に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、その監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 管理職員は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、当該問題に迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第5条 市長は、職員がその職務の執行に際し、障害者に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の提供をしなかったことにより、障害者の権利利益が侵害された場合は、その態様等に応じ、懲戒処分等の処分を行う場合がある。

(相談体制の整備)

第6条 職員による障害を理由とする差別に関する障害者又はその家族その他の関係者からの相談に的確に対応するため、総務部人事課、保健福祉部障害福祉課及び市民生活部人権推進課に相談窓口を置く。

2 前項の相談を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面、電話、ファックス、電子メールその他の障害者が他者とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 第1項の相談窓口に寄せられた相談の内容及び処理状況は、保健福祉部障害福祉課に集約し、相談者の個人情報やプライバシーに配慮しつつ関係者間で共有を図り、以後の相談において活用することとする。

4 第1項の相談窓口については、市民及び職員に周知するとともに、充実を図るよう努めるものとする。

(研修及び啓発)

第7条 市長は、職員の障害及び障害者に関する関心と理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、研修及び啓発を行うものとする。

2 前項の規定に基づく研修は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新たに職員となった者に対する障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項に関する研修
 - (2) 新たに管理職員となった者に対する障害を理由とする差別の解消のために管理職員に求められる役割に関する研修
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、障害を理由とする差別の解消に関し必要な研修
- 3 職員は、障害の特性や必要な合理的配慮について、知識と理解を深めるように努めなければならない。

附 則

この要領は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。